

件名 ネブラスカ州における経済再開第3フェーズへの移行について

## ポイント

6月15日(月)、ネブラスカ州居住者に対して既に発令されている健康措置命令に関し、6月22日から有効となる第3フェーズの命令内容がリケッツ知事から発表されました。また、現在有効な健康措置命令において第1フェーズに留まっていた4郡(Hall 郡、Hamilton 郡、Merrick 郡、Dakota 郡)は、22日から第2フェーズへと移行します。さらに、スポーツ活動及び緊急でない手術に関しては州全域で下記3の変更内容が有効となります。

詳細は本文と関連のリンクをご覧ください。

6月22日以降の命令が従来の法執行措置を踏襲する場合、この命令に従わないと民事刑事の法的措置がとられる可能性がありますので、くれぐれもご注意ください。

## 本文

6月15日(月)、ネブラスカ州居住者に対して既に発令されている健康措置命令に関し、6月22日から有効となる第3フェーズの命令内容がリケッツ知事から発表されました。また、現在有効な健康措置命令において第1フェーズに留まっていた4郡(Hall 郡、Hamilton 郡、Merrick 郡、Dakota 郡)は、22日から第2フェーズへと移行します。さらに、スポーツ活動及び緊急でない手術に関しては州全域で下記3の変更内容が有効となります。

また、移行日はまだ定められていませんが、第4フェーズの内容についても発表されました。

### 1 第3フェーズ(対象:Hall 郡、Hamilton 郡、Merrick 郡、Dakota 郡を除いた89郡)

・集まりは、屋内は定員の半分、屋外は定員の75%、どちらも1グループ最大8人等の条件付きで1万人以下のものを可能とする。

・レストラン・バーは定員を上限に、1卓あたり8人を上限とし営業できる。

・ジムは収容人数の75%以下で営業できる。

・理美容店、マッサージ店等は、引き続きマスク着用を義務としつつ、収容人数の75%以下で営業できる。

### 2 第2フェーズ(対象:Hall 郡、Hamilton 郡、Merrick 郡、Dakota 郡の4郡)

・集まりは、25人(スタッフを除く)又は収容人数の25%(ただし3,000人を超えないものとする)の大きな方の人数を上限とする。

・レストランに加え、バーも定員の50%以下、1卓あたり6人を上限とし営業を再開できる。

・ジムは、25人(スタッフを除く)又は収容人数の50%の大きな方を上限として再開できる。

・理美容店、マッサージ店等は、マスク着用を義務とし、25人(スタッフを除く)又は収容人数の50%の大きな方を上限として営業できる。

### 3 州全域を対象とする変更

- ・6月22日から、若者や学校が行うスポーツの試合には、試合が行われる郡における集まりと同じ条件で観客を入れることを可能とする。
- ・7月1日から、バスケットボール、サッカー、タックルのあるフットボール等の身体接触を伴うスポーツの練習、試合を可能とする。
- ・6月22日から、緊急でない手術に関する全ての制限を撤廃する。

健康措置命令の詳細については、以下のプレスリリースをご覧ください。

<https://governor.nebraska.gov/press/gov-ricketts-announces-new-directed-health-measures-effective-june-22nd-proclaims-%E2%80%9Cdairy-month>

### 4 第4フェーズの内容については次のリンクをご参照ください。

[https://www.dropbox.com/s/mwco86lxedwu454/Outline%20of%20Changes%20to%20Upcoming%20DHMs\\_Phase%204.pdf?dl=0](https://www.dropbox.com/s/mwco86lxedwu454/Outline%20of%20Changes%20to%20Upcoming%20DHMs_Phase%204.pdf?dl=0)

6月22日以降の命令が従来の法執行措置を踏襲する場合、この命令に従わないと民事刑事の法的措置がとられる可能性がありますので、在留邦人の皆様におかれては、良き市民として命令の遵守に努め、不要不急の外出を避けて、引き続き関連情報の収集に努めて下さい。

#### 当館連絡先

Tel: (312) 280-0400 (24 時間対応) (注)

Fax: (312) 280-9568

Email: [ryoji1@cg.mofa.go.jp](mailto:ryoji1@cg.mofa.go.jp)

(注) コロナウイルス感染症予防のため、現在業務体制を縮小しております。平日午前9時15分から午後5時までは音声案内に従って操作しますと担当部門につながります。土曜・日曜・祝祭日、平日午後5時以降、翌日午前9時15分まで(事件、事故、その他緊急の用件)は、音声に従って操作しますと、閉館時の緊急電話受付につながります。